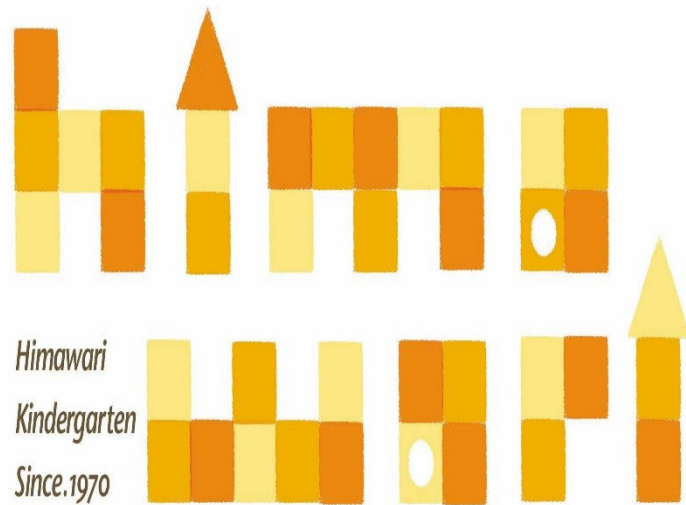


学校法人和土学園

災害対応マニュアル

[第3版]



目次

I 総論	…P.4
1. はじめに	
2. 震災時における園の対応基準	
（1）園児在園時の災害対応基準	
（2）園児登園・降園時の災害対応基準	
（3）夜間・休日等の参集の基準	
（4）風水害時の対応について	
II 平常時の準備	…P.6
1. 防災教育のありかたと災害発生時の基本的な対応についての周知	
（1）教職員の研修	
（2）避難訓練等の教育	
（3）災害が発生した際の基本的な対応についての周知徹底	
2. 施設設備の管理・点検および園周辺地域の実状把握	
（1）設備の安全確認と管理	
（2）鍵の管理と責任者	
（3）重要書類の保管と管理	
（4）災害備蓄品の管理・点検	
（5）連絡（通信）用機器の管理・点検	
（6）園周辺地域の実状把握について	
3. 県市町村等関係機関との連携	
4. 地震予知発令時の対応	
（1）緊急時園内体制の確認	
（2）園児への指導	
（3）教職員への指示	
III 災害発生時の対応	…P.8
1. 園児・保護者への指示	
（1）園児在園時（通常保育時、預かり保育時）	
（2）園児登降園時	
（3）園外行事	
（4）在宅時	
（5）園児の保護者への引渡し	
IV 災害発生後の対応	…P.9
1. 園児・保護者への対応	

- (1) 安否の確認
- (2) 生活・健康相談・心のケア
- 2. 施設設備の管理・点検
 - (1) 施設利用区分の管理・点検、危険物品等
 - (2) 重要書類の管理・点検
 - (3) 通信回線の確認
 - (4) ライフラインの確認
 - (5) 災害備蓄品の配布と補給
- 3. 保育・教育活動の再開計画
 - (1) 教職員、園児・保護者の状況確認
 - (2) 施設・設備等の状況確認
 - (3) 園児・保護者、教職員への保育・教育再開計画の周知
- 4. 県市町村等関係機関への連絡

V チェックリスト

…P.11

第1版 2015.5月作成 岩槻ひまわり幼稚園で使用

第2版 2017.4月改訂 認定こども園岩槻ひまわり幼稚園・浦和美園駅ひまわり保育室
で使用

第3版 2022.4月改訂 適用施設に浦和美園駅西口ひまわり保育室を追加

I 総論

1. はじめに

「埼玉県地域防災計画」は、災害対策基本法第40条の規定により国の中央防災会議が作成した「防災基本計画」に基づき、埼玉県の地域に係る地震災害について、住民の生命、身体及び財産を保護するため、埼玉県防災会議が必要な事項を定め作成した計画であり、「震災対策編」「風水害・事故対策編」の2編で構成されている。

本マニュアルは「埼玉県地域防災計画」に対応するため作成された「学校防災マニュアル」に準じ、認定こども園岩槻ひまわり幼稚園（以下、本園とする）・浦和美園駅ひまわり保育室における防災計画の基準を明確化したものである。

2. 震災時における園の対応基準

(1) 園児在園時の災害対応基準

災害の程度	管理職	教職員	園児の動き
原則として 震度5弱 以上の揺れがさいたま市（岩槻区・緑区）で観測された場合	災害対策本部の設置 ＊本部長は園長（施設長）、副本部長は教務主任 ・降園の判断 ・関係機関へ状況報告	・園児への避難指示・誘導 ・震災の情報収集 ・安全確認 ・被害調査	・指示・誘導を受け、安全な場所へ避難

災害の程度	管理職	教職員	園児の動き
東海地震警戒宣言の発令	・全ての保育・教育活動を直ちに打ち切る。 ・警戒解除宣言が発令されるまでの間、休園とする。 ・地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する。		・直ちに降園する。

(2) 園児登園・降園時の災害対応基準

災害の程度	管理職	教職員	園児の動き
原則として 震度5弱 以上の揺れがさいたま市（岩槻区・緑区）で観測された場合	災害対策本部の設置 ＊本部長は園長（施設長）、副本部長は教務主任 ・降園の判断 ・関係機関へ状況報告	・在園の園児に対しては上記に準じる。 ・保護者とともに登園もしくは降園しようとする園児に対しては、保護者・園児双方へ避難指示・誘導を行う。	・指示・誘導を受け、安全な場所へ避難

		・バス乗車中の場合は別紙参照。	
災害の程度	管理職	教職員	園児の動き
東海地震警戒宣言の発令	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての保育・教育活動を直ちに打ち切る。 ・警戒解除宣言が発令されるまでの間、休園とする。 ・地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに降園する。

(3) 夜間・休日等の参集の基準

災害の程度	管理職	教職員	参集後の業務
勤務時間外において 震度6弱 以上の揺れが、さいたま市（岩槻区・緑区）で観測された場合	園長（・教務主任）は本園に参集する。	教職員は、家族の安全を確認した後、本園に参集する。	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務
勤務時間外において 震度5弱 以上の揺れが、さいたま市（岩槻区・緑区）で観測された場合	園長（・教務主任）は本園に参集する。必要に応じ、教職員に対し本園への参集を連絡する。	教職員は自宅で待機し、参集連絡があった場合は家族の安全を確認した後、本園に参集する。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務

災害の程度	管理職	教職員	園児の動き
東海地震警戒宣言の発令	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒解除宣言が発令されるまでの間、休園とする。 ・地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・警戒解除宣言が発令されるまでの間、休園とする。

*発生時に妊娠中又は出産後育児休業中、病気等による休職中の教職員で、災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

(4) 風水害時の対応について

ア 風水害時においては震災時のような明確な形での職員動員（配備）体制はとっていないが、園児・保護者や施設への対応等必要な業務がある。午前6時の段階でさいたま市に「暴風警報」「大雨警報」「暴風雨警報」が発表継続中の場合、園長（施設長）・教務主任・連絡

調整者により対応を協議、各家庭に連絡する。また、登園後に「警報」が発表された場合は、園や地域の状況に応じて、園長（施設長）が適切な措置を講ずる。

イ 職員は園長（施設長）の指示のもと必要な業務を行うとともに、勤務時間外においても必要があれば園長（施設長）の指示に従い出勤し、必要な業務に従事する。

ウ 園長（施設長）は職員の緊急連絡体制を整備する。

エ 風水害の発生時、被害状況の確認や避難場所開設の調整など、関係機関から園に対して緊急連絡を行うことが想定される。夜間・休日でも確実に連絡がとれるよう、要請があった場合は園長（施設長）・教務主任の緊急連絡先について関係機関担当課に報告する。

オ 園施設等が被害を受けた場合、被害状況等を速やかにさいたま市に報告する。保育・教育の再開については、Ⅳ－３「保育・教育活動の再開計画」に基づき行う。

Ⅱ 平常時の準備

1. 防災教育のありかたと災害発生時の基本的な対応についての周知

（１）教職員の研修

東日本大震災を教訓にして以下のことを研修する。

ア 地震、その他の災害について

イ 教職員の安全確保と安否確認の方法について

ウ 園児の安全確保と安否確認の方法について

エ 園児の保護者への引渡し等の方法について

（２）避難訓練等の教育

ア 防災教育年間計画

イ 訓練計画

- ・教職員の安全確認

- ・園児の安全確認

- ・避難経路・避難場所等の確認：園の各所からの避難経路、避難場所を決めておく。その際、避難経路はあらかじめ複数考えておく。特に、障害のある園児への対応を具体的に定めておく。避難の妨げとなるような物品を避難経路に置かないなど、日ごろからの管理に配慮する。

（避難訓練の際に、気づいた点をチェックする）

ウ 救護・応急処置

エ 園内で行われる補助事業等との連携：「地域子育て支援事業」や「園内での課外活動」時の災害時における対応について、決め事を整理し徹底を図る。

（３）災害が発生した際の基本的な対応についての周知徹底

ア 災害発生時の園の対応（休園措置、登降園時の対応、園児の引き渡し、連絡方法等）について、職員間で共通認識するだけでなく、保護者に対して機会あるごとに周知し徹底を図る。また、必要な事項については、園児に対しての防災教育の一環として教えること。

- ・保護者に対しては入園時に直接説明し、園だより等でも発信する。

- ・園ホームページに本マニュアルを掲載する。
- イ 本マニュアルに記載されていることは職員間の共通認識とし、機会あるごとに確認する。
- ウ 業務分担や組織図を拡大して職員室等に常時掲示する。

避難訓練

【施設管理】消防法 第8条

◎園に防火管理者を置かなければならない。

【実施】消防法施行令第4条第3項

◎防火管理者は、通報及び避難の訓練を定期的実施しなければならない。

2. 施設設備の管理・点検

(1) 設備の安全確認と管理

ア 定期的な安全点検の実施⇒幼稚園施設・設備の安全点検リスト

・「施設・設備の安全点検リスト」により、施設・設備の点検を実施し、改修等の必要があると判断される場合には、早急に施す。

・防災訓練等の時期にあわせて園舎・設備の安全点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、壁、柱、床の亀裂、天井の剥離状況についても変化の様子を点検・記録する。

・転倒物、重量物等の転倒防止対策として、保育室やホールなど園児が使用する部屋内では書架や戸棚等の固定、テレビやパソコン、スクリーン等の転倒落下防止対策を講じる。職員用の平机やその背後にある戸棚、教卓等の位置、固定に配慮する。

イ 施設設備の状況整理

- ・わかりやすい園地・園舎の平面図を準備する
- ・電気配線図を準備する
- ・水道配管図を準備する
- ・停電時の対応

(2) 鍵の管理と責任者

原則として、鍵の管理と責任者は園長（施設長）とする。

(3) 重要書類の保管と管理

日常の管理と非常時の持出等の確認をする。

(4) 災害備蓄品の管理・点検

防災訓練等の時期にあわせて、災害備蓄品の管理確認および点検を実施する。

(5) 連絡（通信）用機器の管理・点検

防災訓練等の時期にあわせて、連絡（通信）用機器の管理確認および点検を実施する。

(6) 園周辺地域の実状把握について

県や市が作成したハザードマップなどから、園周辺地域の実状と想定される危険について把握・確認する。

ア ハザードマップ等による地域の実状把握

イ 園立地の地理的特徴による危険性の把握

3. 縣市町村等関係機関との連携

災害発生時における埼玉県およびさいたま市の関係機関との連携について、年度初めに確認を行い見やすい場所に掲示する。

4. 地震予知発令時の対応

震災時における園の対応基準参照のこととする。

(1) 緊急時園内体制の確認

(2) 園児への指導

(3) 教職員への指示

Ⅲ 災害発生時の対応

1. 園児・保護者への指示

(1) 園児在園時（通常保育時、預かり保育時）

教職員は安全を確保しながら、安全な場所に園児を避難・誘導する。原則としては園舎内での待機、その後安全な場所への避難・誘導とする（園舎の耐震力は確保されており、むやみに外へ避難して混乱を招くより安全であると考えられる）が、園舎退避の必要がある場合は速やかに園庭中央に避難し園児および職員点呼を実施する。

避難場所へ避難後、整列、点呼、安否確認・報告、応急手当、不安の緩和に努める。携帯、AED は最初に職員室に到着した職員ないし在室する職員が保持し、避難所へ持参する。医療キット等は各職員が持参する。

(2) 園児登降園時

保護者とともに登降園する園児においては、登降園中であれば保護者の判断で安全な場所へ避難する。園出発・到着時においては、教職員の指示に従い園児・保護者ともに避難する。

バスで登降園する園児においては、登園時は未乗車園児、降園時は未降車園児の各家庭にはバスでの送迎が困難となり、かつ携帯電話等通信機器の不具合が想定されるため、連絡のない限り保護者は自宅待機を実施し、保護者の二次災害防止のために無理にバスを探しに外出しないことを推奨する。

バス乗車時の対応としては、揺れがおさまり、道路、ルート of 安全が確保できていた場合は速やかに園へ戻り、園児を安全な場所へ避難させる。園へ戻ることが困難な場合は、そこ

から最も近い指定避難場所に避難する。道路が著しく損傷し、走行による避難が不可能と判断された場合は、救助がくるまでそこに待機する。状況に応じて臨機応変な対応を迫られる状況下におかれることを想定し、添乗職員の判断で避難場所を決定する。

(3) 園外行事

教職員は安全を確保しながら、安全な場所に園児を避難・誘導する。

避難場所へ避難後、整列、点呼、安否確認・報告、応急手当、不安の緩和に努める。

引率責任者は園にいる責任者に現地状況を伝え、帰園の方法等について協議を行う。

原則として、帰園後に保護者への引渡しを行う。

(4) 在宅時

ア 公共交通機関の運行状況が再開され、登園の安全が確認されるまでは自宅待機とする。

イ 登園または待機の指示は通信機器回復と同時に速やかに実施し、メールまたは緊急連絡網にて全保護者に通達する。

(5) 園児の保護者への引渡し

公共交通機関に影響があり、道路状況等、安全が確認されない場合は、園に留め置き、保護者に確実に引き渡す。

引渡しまでの手順：被害状況の把握⇒地域の状況把握・安全確認⇒保護者へ連絡⇒引渡し

名簿をもとに、保護者への引渡しを行う。保護者への園児引き渡し時は名前を控えるが、筆記用具がない場合は園児より名札を取る。

IV 災害発生後の対応

1. 園児・保護者への対応

(1) 安否の確認

防災組織及び確認方法に従って園児一人一人の安否を確認する。

ア 安否確認の方法

電話、メール、家庭訪問、避難者名簿、安否確認システム、災害用伝言ダイヤル等、その時点で使用可能な方法を活用する。

また、他の園児・保護者からの情報を得て、教職員がその情報の確認を行う方法もある。

イ 安否確認の内容

園児及び家族の安否、園児及び家族の所在・避難先を確認する。

(2) 生活・健康相談・心のケア

大規模災害発生時には、多くの被災者が災害による恐怖、衝撃あるいは大切にしていたものを失った喪失感、無力感など心に様々なダメージを受けることが多い。こうした災害発生後の心の反応は、程度の差こそあれ誰にでも生じやすいものであり、さらに長期にわたって続く恐れもある。

そのため、担任等が園児・保護者の話に耳を傾け、園児の健康状態や家庭・家族の被災状

況を把握するとともに、体験や不安な感情を分かち合っ
て園児・保護者の心に安心感を与えることが大切である。

2. 施設設備の管理・点検

(1) 施設利用区分の管理・点検、危険物品等

ア 外観の点検は全ての建物について、教職員が手分けをして行い、大きなひび割れや建物のゆがみ等があれば直ちに立入禁止とする。外壁材が剥離や落下している場合、窓ガラスが破損や落下している場合は、複数名で確認を行い報告する。

イ 室内や廊下は管理担当者（防火管理者等）が点検カード（安全点検表等）を用意し複数名で行い、扉や窓がスムーズに開閉できるか、天井や床・壁等にひびやゆがみ等がないか確認するとともに照明器具も外れやすくなっていないか確認する。ロッカーや重量物の固定部分に変化がないかも併せて確認する。

(2) 重要書類の管理・点検

非常時に持ち出すべき書類は何かをあらかじめ確認し、震災時には誰がどのように持ち出すか決めておく。

(3) 通信回線の確認

電話回線やインターネット回線等の通信回線の確認をする。

(4) ライフラインの確認

ア 電気は、使用していない場所ではブレーカーからの電気の供給を止めておく。使用している場所については、電線が切れていないか、漏電しているところがないか確認する。停電した場合は、すべてのブレーカーからの電気の供給を止めておき、復旧したら、電線が切れていないか、漏電しているところがないか確認してから使用する。また、長時間の停電の備え別系統の電源（発電機等）を用意する。

イ ガスは、災害発生後早い段階で元栓を閉め、プロパンガスのタンクからガス漏れがないか確認する。安全の確認が取れたら元栓から近いところにガスを供給してガス漏れがないか確認し、徐々に範囲を広げてガスを供給する。

ウ 水道は、災害の場合漏水することがあるので、園内すべてを確認する。確認できない場合や漏水がある場合、元栓を閉めておく。また、プールに水を貯めてある場合は、プールの水もトイレ等の生活用水として使用できるのでプールの漏水等も確認する。

(5) 災害備蓄品の配布と補給

園独自で用意してある備蓄品は、状況や数量を確認した後、園長（施設長）等の判断により配布し、県や市町村等の補給支援を待つ。

3. 保育・教育活動の再開計画

(1) 教職員、園児・保護者の状況確認

電話、メール、家庭・避難所訪問、避難者名簿、安否確認システム、災害用伝言ダイヤルなど利用可能な手段は全て活用する。

・具体的な確認内容等

①本人及び家族の安否（負傷状況・死亡・不明）、②住居の被害状況（全壊・半壊）、③避難場所、④連絡方法、⑤出勤（登園）の可否（できない理由）

(2) 施設・設備等の状況確認

施設設備等の状況確認

①園舎等の安全と教室確保、②ライフライン、トイレの確認、③バスコースおよび園近隣の安全確認、④園舎等の安全判定調査及び応急処置

(3) 園児・保護者、教職員への保育・教育再開計画の周知

被害の程度にもよるが、災害発生後3日を経過したら準備を始める必要がある。園長（施設長）は、再開に向けた準備に必要な人員配置を行う。

ア 職務内容

イ 再開計画の手順

ウ 再開計画の周知

4. 県市町村等関係機関への連絡

埼玉県およびさいたま市の関係機関に連絡し、現状報告と対応について指示を仰ぐ。

V チェックリスト

1. 日頃からの大規模災害への備え

1.	年間指導計画に基づき、計画的に防災教育が位置づけられているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
2.	より実践的な防災訓練を計画的に実施しているか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
3.	地震発生時の幼稚園の対応について、職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
4.	夜間、休日における連絡体制を確立しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
5.	地震発生時における職員の動員体制や役割分担が明確にされ、全員が理解しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
6.	連絡調整者を決め、連絡調整者はその役割を認識しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
7.	職員が、園内の避難経路、園児の避難集合場所を理解しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
8.	園内での補助事業との連携を図っているか。	<input type="checkbox"/> いる

		<input type="checkbox"/> いない
9.	非常持出する重要書類を把握するとともに、持ち出す役割の物を定めているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
10.	防災地図（ハザードマップ）など地域の実状を把握しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない

2. 園施設・設備の安全点検リスト

災害予防のための設備点検（毎月、避難訓練担当者が実施）

1. 保育室・職員室・ホール・廊下などの什器類の整理及び転倒防止			
1.	天井にある空調機や照明器具の固定状況の不具合	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある
2.	放送設備はきちり固定されているか	<input type="checkbox"/> いる	<input type="checkbox"/> いない
3.	本棚など高さがある棚が固定されているか	<input type="checkbox"/> いる	<input type="checkbox"/> いない
4.	黒板、掲示板、掛け時計、照明器具は固定しているか	<input type="checkbox"/> いる	<input type="checkbox"/> いない
5.	暖房機器類は固定しているか	<input type="checkbox"/> いる	<input type="checkbox"/> いない
2. 避難経路の点検			
1.	園舎からの避難場所までの間に障害物などがいないか	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある
2.	各保育室からの避難経路が2つ以上設けられ、障害物などないか	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある
3. 落下危険物の点検			
1.	外壁から落ちてきそうなものはないか	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある
2.	ガラスに割れやヒビはないか	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある
3.	落ちそうな大きな木の枝や倒れそうな木はないか	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある